商品安全データシート

1. 製品及び会社情報

商品名: **丸山純正2ｻｲｸﾙｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ(SMOKELESS 50DX 50:1)**

主用途: ２サイクルガソリンエンジンを使用している刈払機、ヘッジトリマー
チェーンソー、防除機、エンジンポンプ用

会社名: 株式会社丸山製作所

住所: 千葉県東金市小沼田1554-3

緊急連絡先: 丸山サポートｾﾝﾀｰ

電話番号: 0475-55-3696

FAX 番号: 0475-54-1244

受付日時: 月曜日～金曜日 ９:００～１７:００

整理番号: X110226

作成年月日: 2013年 3月 1日

改訂年月日: 2017年 4月 1日

2. 危険有害性の要約

特有の危険有害性:

この商品は、記載の法令に該当しますので、該当する法令の内容を確認し取扱ってください。

危険物第４類 第3石油類 (消防法 危険物)

ＧＨＳ分類 :

引火性液体: 区分4

急性毒性(経口): 区分外

急性毒性(経皮): 区分外

特定標的臓器毒性、単回ばく露:区分外

特定標的臓器毒性、反復暴露: 区分外

吸引性呼吸器有害性: 区分外

ＧＨＳラベル要素 :

シンボル :

注意喚起語: 警告

危険有害性情報: 可燃性液体

注意書き: 安全対策・熱源・着火源から遠ざけること。

・ 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器、火花の出ない工具を使用すること。

・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。取り扱う際は、導電性の良い金属容器を使用、必ずアースをすること。

・ 保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。

・屋外又は換気の良い場所でのみ使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。また、飲み込まないこと(飲み込むと下痢、嘔吐する)。

・この製品を使用する時に飲食しないこと。
・取り扱い後はよく手を洗うこと。
・空容器に圧力をかけないこと(破裂の恐れがあるため)
・容器を溶接、加熱、穴あけ又は切断しないこと。

応急処置・火災の場合:消火には粉末、泡または炭酸ガス消火器を使用すること。
・皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹸で洗うこと。汚染された衣服を再使用する場合には洗濯すること。
・皮膚刺激が生じた場合:医師の診断・手当てを受けること。

保管　換気の良い場所で保管すること。
涼しい所/換気の良い所で保管すること。

廃棄　内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村/の規則に従って廃棄すること。

---

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別:	混合物
化学名又は一般名:	石油系炭化水素及び添加剤
別名:	Petroleum hydrocarbons and additive(s)
成分及び含有量:	潤滑油基油 :90 質量%以上　　潤滑油添加剤:10質量%以下
化学特性 (化学式):	特定できない
官報公示整理番号: (化審法・安衛法)	企業秘密なので記載できない
CAS No. :	企業秘密なので記載できない
UN No. :	非該当

危険有害成分 :

化学物質管理促進法:	非該当	
労働安全衛生法 :	鉱油(第57条の2 通知対象物	50質量%以上75質量%未満
毒物劇物取締法:	非該当	

---

4. 応急措置

皮膚(または髪)に付着した場合:	・直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹸水で洗う。汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。
眼に入った場合:	・清浄な水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを 着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低15分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
吸入した場合:	・新鮮な空気の場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合:	・無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。
最も重要な徴候及び症状:	・誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、吐くことがある。嘔吐中に、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし、致命的となることがある。
応急措置をする者の保護:	・現在のところ有用な情報なし。

5. 火災時の措置

消火剤:
・霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。
・初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
・大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。

使ってはならない消火剤:
・棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。

火災時の特定危険有害性:
・高温の金属表面等に接触したり、燃料管から漏洩した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。
・燃焼の際は、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。

特有の消火方法:
・火元への燃焼源を立つ。
・周囲の設備等に散水して冷却する。
・火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

消火を行う者の保護:
・消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用し、皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。
・消火作業を行う者は、空気呼吸器などの保護具を着用し、酸素欠乏および有害ガスから身をまもること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:
・消火用器材を準備する。作業の際には消火用保護具を着用する。

環境に対する注意事項:
・下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。
・海上の場合、展張船によるオイルフェンスの展張は危険防止のため蒸気の及ばない範囲で行う。止むを得ず危険範囲に近づく場合は蒸気の拡散状況を把握し（風向、風速、ガス濃度等）安全を確認する。

封じ込め及び浄化の方法・機材
・蒸発しやすいので、速やかに全ての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。
・危険地域より人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立入りを禁止する。
・少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。
・大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。

二次災害の防止策:
・漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
・付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策:
・. 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
・熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。

・皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。
・静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
・危険物が残存しれいる機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
・容器から取り出す時、細管を用いて口で吸い上げてはならない。飲まない。
・ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸収しない。
・容器は必ず密閉する。

局所排気・全体換気:
・室内で取り扱いを行う場合は、十分な換気を行う。
・換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

注意事項:
・製品から発生した蒸気は空気より重いので停滞しやすい。その為換気及び火気などへの注意が必要である。

安全取扱注意事項:
・ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しな いよう注意する。
・ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所
・容器を開ける時は、手を切る恐れがあるので、保護手袋を着用する。

保管

安全な保管条件:
・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
・容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
・危険物の表示をして保管する。
・保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

安全な 容器包装材料:
・容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
・容器は溶接、加工、穴あけ、又は切断を行うと、爆発を伴って残留物が飛散することがあるので注意する。

---

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策:
・ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は廃棄装置を設ける。
・取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

許容濃度

管理濃度:
・規定なし（作業環境評価基準：労働省告示第26 号、平成7年3月27日）

許容濃度:
・. 日本産業衛生学会
時間荷重平均 TWA 3mg/m3（Mineral Oil Mist）
・ACGIH
時間荷重平均 TWA 5mg/m3（Mineral Oil Mist）

保護具:

呼吸器用の保護具:
・通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。

手の保護具:
・長期又は繰り返し接触する場合は耐油性のものを着用する。

眼の保護具:
・飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具:
・長期間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着等を着用する。

適切な衛生対策:
・濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

---

9. 物理的及び化学的性質

製品

外観　物理的状態:	液体
形状:	液体
色:	青色
臭い:	僅かな臭気
融点・凝固点:	流動点-20(℃)
沸点、初留点及沸点範囲:	初留点-終点　データなし
引火点:	86℃(COC)
蒸気密度:	データなし
密度(g/cm3):	0.863(15℃)
溶解性:	水に対する溶解性:不溶
n- オクタノール/水分配係数:	データなし

10.安定性及び反応性

反応性、化学的 安定性:	・常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。
危険有害反応可能性:	・強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件:	・混触危険物質との接触。
混触危険物質:	・ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。
危険有害な分解生成物:	・燃焼の際は煙、一酸化炭素等が生成される可能性がある。

11.有害性情報

製品　急性毒性:
・経口　ラット LD50　5000mg/kg 以上(基油)
・経皮　ラット LD50　5000mg/kg 以上(基油)
・吸入(ミスト) ラット　LD50　5mg/kg以上(基油)
＊ 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分離した。

皮膚腐食性及び刺激性:
・基油について、ヒトで皮膚への接触により刺激性が認められた。
＊ 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分離した。

眼に対する重篤な損傷性／刺激性:・基油について、ウサギを用いたﾄﾞﾚｲｽﾞ試験で刺激性が認められなかった。
＊ 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分離した。

呼吸器感作性又は皮膚感作性
1. 呼吸器感作性:基油について有用な情報なし。
2. 皮膚感作性:モルモットを用いた複数の試験(ﾋﾞｭｰﾗｰﾃｽﾄ)において、いずれも感作 性なしとの結果が得られている。
＊ 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分離した。

生殖細胞変異原性:
1. 基油について、AMES試験においてMutagenicityIndex値が0.0との報告がある。
2. 広範囲な変異原性試験(in vivo及びin vitro)が実施されているが大部分の結果から変異原性を示す結果は得られておらず、生殖細胞変異原性なしと判断する。

発がん性:
1. IARC では、高度精製油はグループ3 に分類され、ACGIH の提案もほぼ同様の分類と言える。
2. EU による評価では、発がん性物質としての分類は適用される必

要はない。f)

生殖毒性:　・有用な情報なし。

特定標的臓器／全身毒性(単回暴露):・基油については、急性試験による各種特定臓器への単回暴露毒性は認められていない。

＊ 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分離した。

特定標的臓器／全身毒性(反復暴露):・基油について、経皮及び吸入投与による4週間から2年間の反復毒性試を行ったが、全身に対する影響は確認されなかった。

吸引性呼吸器有害性:　・40℃の動粘性率が20.5mm2/s以下の炭化水素に該当しない為分類されない。

＊ 混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分離した。

12.環境影響情報

生体毒性:　・現在のところ有用な情報なし

丸山純正2ｻｲｸﾙｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ/整理番X110226/2017 年04 月01 日

残留性・分解性:　・現在のところ有用な情報なし

生体蓄積性:　・現在のところ有用な情報なし

土壌中の移動性:　・現在のところ有用な情報なし

13.廃棄上の注意

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
2. 投棄禁止。
3. 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
4. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。

14.輸送上の注意

国際規制:

国連番号　・非該当

品名　・非該当

国連分類　・国連の分類基準に該当せず

容器等級　・非該当

海洋汚染物質　・非該当

国内規制:　・下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上
1. 消防法 危険物第4類第3石油類 危険等級Ⅲ
2. 労働安全衛生法 通知対象物

海上　・船舶安全法 非危険物 個別運送およびばら積み運送に於いて

航空　　・航空法 非危険物

輸送の特定の安全対策及び条件: 1. 運搬容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の表示をする。
2. 指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し、消火設備を備える。
3. 陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
4. 第1類及び第6類の危険物との混載を禁止する。
5. 輸送用容器（タンカー、タンク車、タンクローリーを除く）は危険物の規制に関する別表第3の2項に定めたものを使用する。
6. その他関係法令の定めるところに従う。

丸山純正2ｻｲｸﾙｴﾝｼﾞﾝｵｲﾙ/整理番X110226/2017 年04 月01 日

15.適用法令

消防法	危険物第4類引火性液体・第3石油類非水溶性液体 危険等級Ⅲ
労働安全衛生法	表示対象物・通知対象物
海洋汚染防止法	油分排出規制
下水道法	鉱油類排出規制
下水道法	鉱油類排出規制
水質汚濁防止法	油分排出規制
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物規則

16.その他の情報

参考資料

許容濃度等の勧告（2010）、日本産業衛生学会産業衛生学会誌
米国産業衛生専門家会議(ACGIH) “TLVs and BELs 2010” (2010)
International Uniform Chemical Information Database(IUCLID) (2000)
IARC suppl.7 (1987)
IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans (2006)
EC理事会指令「67/548/EEC」の付属書Ⅰ「危険な物質リスト」
WHO/IPCS:「環境保護ｸﾗｲﾃﾘｱ（EHC)」（1982）
WHO/IPCS:「ICSCｶｰﾄﾞ（International Chemical SafetyCards）］（2001）
安全衛生情報ｾﾝﾀｰ「GHS対応ﾓﾃﾞﾙﾗﾍﾞﾙ・ﾓﾃﾞﾙMSDS情報}
独立行政法人製品評価技術基盤機構{GHS関連情報}
日本規格協会　JIS　Z　7253：2012[GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ー
ﾗﾍﾞﾙ、作業場内の表示及び安全ﾃﾞｰﾀｼｰﾄ（SDS）」
Toxicolgical　Profile　for Automotive Gasoline(ATSDR,1995)
PATTY,5th(2001)
Hazardous Substtances Data Bank,GASOLINE(2004)
自社製品測定ﾃﾞｰﾀ、社内情報

商品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として取扱う事業者に提供されるものです。
取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。

驗